

境界確定を申請される皆さまへ

「官民境界査定申請」から「官民境界確定申請」への変更に伴い、申請書及び証明願の様式変更及び添付書類に一部変更があります。

また、添付書類作成にあたっての注意事項も併せて記載させていただきました。

1 官民境界確定申請書（旧 官民境界査定申請書）

申請書を「官民境界査定申請書」から「官民境界確定申請書」へ変更します。

(1) 申請部数 正本1部・副本2部

(2) 添付書類

①位置図（縮尺2，500分の1程度） 申請箇所を朱線で明示

②公図の写し 申請箇所を朱線で明示してください。

（転写した場合は、方位、縮尺、転写年月日及び転写した者の職氏名を記入のこと）

③現況実測平面図及び横断面図 申請者が主張する境界線を朱線し、ア～オの情報を記入

ア 申請箇所周辺の地形及び地上物件

イ 方位及び縮尺

ウ 町名及び地番（申請地・隣接地・対象地）

エ 各境界点に設置されている境界標の種類及びその点間距離

オ 横断面図の位置

④地積測量図等 申請箇所及びその周辺の資料を添付

境界確定に参考となる図書で、法務局提出済みの地積測量図、区画整理換地図、土地改良測量図及びその他確定図など

⑤土地所有者一覧表 隣接地及び対側地の地番、地目、地積、土地所有者及び住所を記載

（土地所有者一覧表に代えて登記事項証明書を提出することができます）

⑥委任状 委任した権限の範囲を明確に記入

登記事項証明書に記載されている土地所有者の情報と申請者の情報が異なる場合は、申請者と土地所有者の関係を証する書類を添付してください

⑦申請地の土地全部事項証明書 申請日の前3ヶ月以内に交付を受けたのもの

登記情報サービスにより取得した不動産登記情報を使用する場合は、土地全部事項証明書と内容が同じであることを証明してください(原本証明が必要です。)

2 官民境界証明願

添付書類に変更があります。(位置図、公図の写しの添付は不要となりました)

(1) 申請部数 正本2部

(2) 添付書類

①境界確定図 確定した境界線を朱線し、ア～ウの情報を記入

ア 境界標の種類及び座標等を記載

イ 任意座標を使用する場合は、確定図に引照点の位置及び座標を記載

ウ 横断面図の位置

②横断面図 確定した境界線を朱線

③隣接土地所有者等の境界立会確認書 副本の場合は、原本証明が必要

境界確定図と同等の図面を添付することとし、隣接土地所有者等は、住所、氏名及び土地所有者との関係を記入押印し、必要に応じて図面と割り印をする

④境界標の写真 遠景及び近景

3 対側土地所有者の確認

道路の幅員が4メートル未満の場合又は水路用地の立会の際に対側土地所有者の確認が必要と判断される場合は、対側土地所有者の立会及び確認が必要となります。

詳しくは、官民境界確定申請時にご相談ください。

問合せ先

日進市建設経済部土木管理課用地管理係

電話0561-73-2926